

奈良市・生駒市 奈良1区 でともに活動するメンバー



奈良市議会議員 大西 あつふみ 奈良市議会議員 佐野 かずのり 奈良市議会議員 やなぎだ 昌孝 奈良市議会議員 山岡 としき 奈良県議会議員 佐藤 みつなり 生駒市議会議員 梶井 のり子

共に、挑もう。日本維新の会奈良県総支部は、来春の統一地方選挙に挑戦する仲間を求めています！



ポスター掲示のお願い

自宅、事務所、倉庫、農地、駐車場などポスターの掲示に場所を貸して頂ける方を募集しています！  
ご連絡頂けましたら幸いです。



前川きよし プロフィール

- 1962(昭和37)年12月生まれ 現在59歳
- 19歳の時、母親をガンで亡くす  
「若くして死んでしまった母親の分もがんばる」と決心
- 22歳 関西大学 法学部卒業
- 24歳 司法試験合格  
その後、弁護士として消費者問題に取り組む
- 28歳 結婚 長女、長男に恵まれる
- 41歳 参議院選挙初当選  
サラ金の金利の引き下げやグレーゾーン金利の廃止、国会議員年金の廃止などに取り組み、実現する
- 47歳 参議院選挙再選  
内閣府副大臣、復興副大臣、経済産業委員長などを歴任

- 56歳 奈良県知事選挙に挑戦  
旧民主党を離れ、完全無所属で奈良県知事選挙に挑むも、惜敗
- 57歳「今のままではアカン!」の思いを同じくする日本維新の会に合流して、衆議院奈良1区支部長に就任
- 58歳 衆議院議員選挙 当選  
国政から奈良、生駒の税金の使い道を変えて、奈良、生駒の暮らしをもっと豊かにすることに挑戦しています



<https://maekawa-kiyoshige.com>

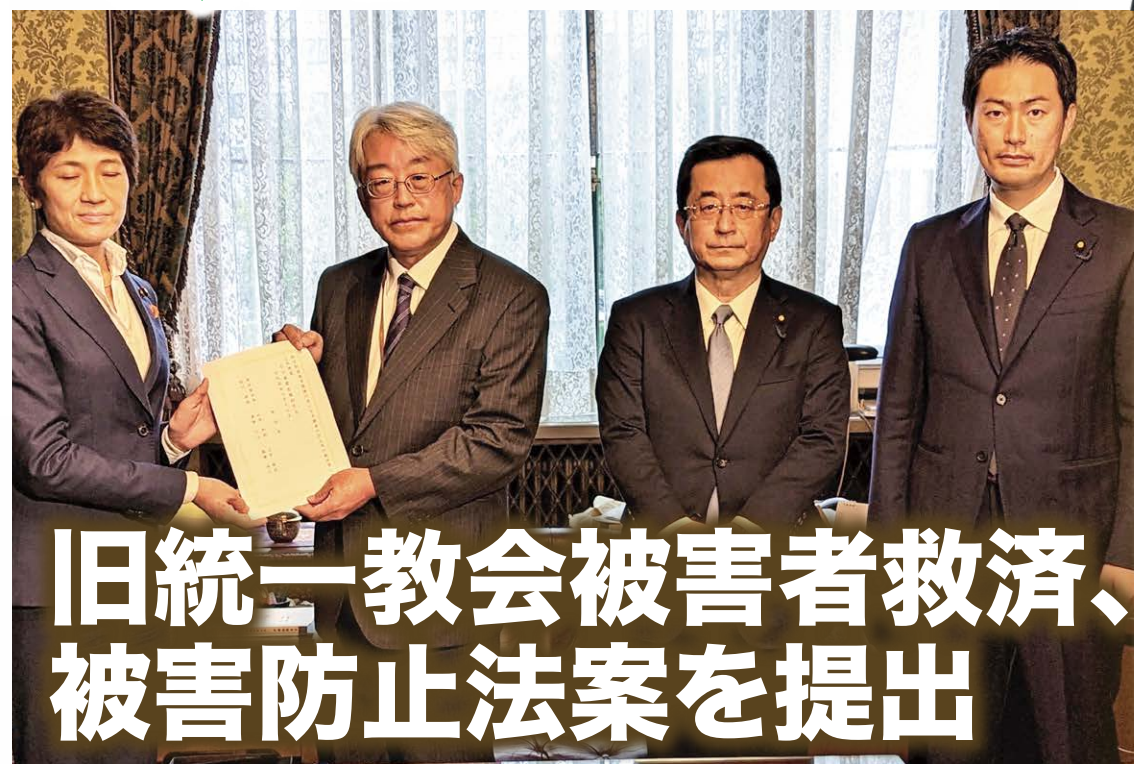


衆議院議員 奈良1区(奈良市、生駒市) 前川きよし 国会Report

発行 衆議院議員 前川きよし 事務所 〒630-8115 奈良市大宮町1丁目12番8号 TEL 0742-32-3366

奈良を 国から、地域から  
もっと豊かに  
改革。成長。

衆議院議員 前川きよし



旧統一教会被害者救済、被害防止法案を提出

統一教会の被害者

安倍元総理を銃撃したY容疑者の暴挙は決して許されるものではありません。Yが重大な刑事責任を負うべきことは当然です。  
しかし、その一方において、Yの母親は、Yの父親が死亡した際の生命保険金や、Yらが暮らしていた自宅を売却して、その代金など合計1億円以上を旧統一教会に献金してしまい、その結果、Y家族は生活に困窮したと報道されています。  
その意味では、Yもまた旧統一教会の「被害者」と言えるのではないのでしょうか。

安倍元総理のご逝去を悼みます。

本年7月8日、参議院選挙の遊説中に大和西大寺駅頭で銃撃され、逝去された安倍晋三元内閣総理大臣に対して、皆様とともに哀悼の誠を捧げたいと思います。  
私は、参議院議員当時、安倍元総理とは予算委員会をはじめ、国民投票法を審議した2007年の憲法調査特別委員会や、集団的自衛権を審議した2015年の安保法制特別委員会などで合計5回質疑させて頂きました。立場や意見は異なりましたが、安倍元総理も、私も、日本の安全や国民の幸福を考えての「真剣勝負」でした。  
暴力を決して許さないこと、「開かれた自由な討論の広場」こそが民主主義政治の前提条件であることを、あらためて確認したいと思います。

タスクフォース座長に就任

安倍元総理への銃撃事件の後、旧統一教会と自民党との濃厚な関係や、旧統一教会が信者のマインドコントロールを利用して過大な献金を得て、その多くを韓国へ送金していたことなどが報道されました。Yに限らず、「二世信者」をはじめ数多くの「被害者」の存在が明らかになりました。  
そこで本年9月12日、日本維新の会は、旧統一教会問題に関するタスクフォース(特別チーム)を立ち上げ、私がその座長に就任しました。



弁護士としての32年の経験を大切にしながら、  
この国で真面目に働き、普通に暮らす人たちの  
幸せと安心を守る法律を作る努力を  
続けて参ります。

衆議院議員 前川きよし



## まずは被害者救済

旧統一教会に関しては、様々な課題があるかと思いますが、私は、政治が、まずなすべきことは、何よりも「被害者救済」だと思いました。

そこで、マインドコントロールを利用した過大な献金や霊感商法から被害者やその家族の財産的損害を取り戻すために、今ある法律が機能しているか、否かを検討しました。

専門的になり過ぎると思いますので、詳細は省略しますが、現行法においては、

- ① 暴利行為(ボロもうけ)を無効とする民法90条
- ② 錯誤に基づく法律行為を取り消す民法95条
- ③ 詐欺や脅迫に基づく法律行為を取り消す民法96条
- ④ 霊感等で不安をあおった場合に取消しを認める消費者契約法4条3項6号
- ⑤ 不法行為について損害賠償を命ずる民法709条

などがあります。

しかし、1番分かりやすいはずの「詐欺」を理由とする取消しに関してさえ、働きかける者(旧統一教会側)も信仰し、マインドコントロール下であれば、騙す「故意」がありませんので(正しいと信じているため)、民法96条の要件を満たしません。上記①、②、③、④はいずれも被害者救済のためには十分ではありません。そこで、裁判実務では民法709条に基づき、マインドコントロールを利用して過大な献金を強いたことを不法行為であると主張し、損害賠償を求めるかたちを取っています。

民法709条は「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と書かれています。この条文に基づいて、裁判所は、加害者の過失と、被害者の権利侵害との相関関係で賠償責任の有無を判断します。それ故、旧統一教会問題のような新分野では、カネとヒマをかけて裁判をやって、判決が出るまで勝つか負けるか、ハッキリ分かりません。カネとヒマをかけても救済されるかどうか分からなければ、多くの被害者は泣き寝入りしてしまいます。したがって、⑤も被害者救済のためには十分ではありません。

## 今の法律では不十分



2022.9.12  
前川きよし氏が座長を務める「党宗教団体等に関わる議員立法タスクフォース」がスタート



2022.9.29  
法案作成に向けて国会事務所で衆議院法制局と打合せを重ねる

## 私たちの議員立法

そこで、私たちは、

### ① マインドコントロールによる寄付を取り消すことができる

旧統一教会などの加害者が、誰か、すなわち被害者をマインドコントロールし、あるいは被害者がマインドコントロール下にあることを利用して、過大な献金をさせて、あるいは霊感商法によって、被害者の財産に「著しい損害」を与えた場合、被害者は当該献金や霊感商法などを取り消して、お金を取り戻すことができるルールが必要だと考えました。

### ② 寄付の上限は年収の1/4

その上で、法律にただ「著しい損害」と書き込むだけでは、一体、いくら以上の献金であれば著しい損害に該当し、取り消すことができるのか、明確な基準にはなりません。献金の上限を数字で示す必要があると考えました。そこで、「著しい損害」か否かは、標準的な年収を得ている方に関しては、可処分所得の1/4に相当するか、否かを「目安」とすることを明記しました。

この1/4という目安が「高すぎる」というご批判もあるかも知れませんが、民事執行法152条は、給料などの差押えに関して、給料の3/4は差し押さえることができないと定めています。逆に言えば、1/4であれば差し押さえることができると定めていますので、この1/4を参考にしました。

### ③ 家族も取り消すことができる

さらには、いくら被害者が過大な献金を取り消すことができると法律で定めたとしても、被害者本人がマインドコントロールから解放されなければ、せっかくの取消権を行使しません。その結果、家族は困窮状態のまま放置されてしまいます。そこで、「成年後見制度」と同様に、被害者本人のマインドコントロールが解けない場合、配偶者や子らの申立に基づいて、家庭裁判所が被害者本人の財産管理権を制限し、たとえ過大な献金をしたり、霊感商法で何かを購入しても、配偶者や子、あるいは弁護士ら法律専門職がそれらを取り消すことができる仕組みを作成しました。

### ④ 同じ被害を繰り返さない

また同種の被害が繰り返されないように、マインドコントロールを行う者に対して、内閣総理大臣の監督権限や、その監督に従わない者に対する罰則も盛り込みました。



2022.10.17 テレビ局のインタビューで「この30年間立法府が霊感商法や過大な寄付の問題を放置し続けてきた」と語る。

## 議員立法を提出

法案作成後、他の政党と法案を共同提出できないか、協議に入りました。その折り、立憲民主党(以下、立憲と言います)は、当初、献金の上限を数字で示すことと、マインドコントロールから解放されない被害者の財産管理権を制限することに関して難色を示しましたが、交渉を重ね、立憲も了承してくれましたので、10月17日、衆議院へ被害者救済、被害防止法案を共同提出しました。

また前川きよし氏は10月19日に「旧統一教会等による霊感商法や過大な寄附に関する質問主意書」、「旧統一教会問題についての合同電話相談窓口に関する質問主意書」の質問主意書を政府に提出しました。



2022.10.17 法案提出後の記者会見

## 「被害」に始まり、「立法」で終わる。

かつて豊田商事事件の破産管財人や森永ヒ素ミルク事件の弁護団長を務めた中坊公平弁護士は、消費者被害について、裁判だけでは完全な被害者救済にならない、法律を作らなければならないとおっしゃっていました。

旧統一教会への過大な献金に関しても、たとえ旧統一教会に解散命令が出たところで、それだけでは被害者の元にお金は返ってきません。現在、与野党の協議が始まっています。残念ながら、自民党の「やる気」を感じられませんが、何としても、この臨時国会において、被害者救済、被害防止法を成立させるべく、努力を続けます。

憲法41条は「国会は、国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関である。」と定めています。そうであれば、国会議員の仕事は法律を作ることです。私は、これからも弁護士としての32年の経験を大切にしながら、この国で真面目に働き、普通に暮らす人たちの幸せと安心を守る法律を作る努力を続けて参ります。

〔前川きよし氏本人が書いています。令和4年11月7日記〕